

旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校 跡地活用基本構想

令和6年3月

安芸市

目 次

第1	はじめに	1
1	基本構想策定の目的	1
2	現施設の概況	2
(1)	旧市庁舎	2
(2)	旧安芸中学校	4
第2	検討経緯	6
1	市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用検討委員会による検討	6
第3	両施設跡地に求められる役割	10
1	まちづくりに関する上位・関連計画と共通認識	10
2	市の概況	15
(1)	人口の状況	15
(2)	都市機能の立地状況	16
(3)	現公共施設の状況	17
3	旧市庁舎周辺の状況	18
(1)	旧市庁舎の立地特性	18
(2)	旧市庁舎周辺におけるまちづくりの課題と求められる役割	19
4	旧安芸中学校周辺の状況	20
(1)	旧安芸中学校の立地特性	20
(2)	旧安芸中学校周辺におけるまちづくりの課題と求められる役割	21
第4	旧市庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用基本構想	22
1	跡地活用の考え方	22
(1)	まちづくりにおける両施設跡地活用の役割	22
(2)	行政課題の解消に向けた両施設跡地活用との連携	22
2	旧市庁舎の活用方針	24
	【基本理念】	24
	【コンセプト（方向性）】	24
3	旧安芸中学校の活用方針	25
	【基本理念】	25
	【コンセプト（方向性）】	25
第5	今後のスケジュール	26
1	今後の進め方及び事業スケジュール	26
	【参考資料】	27

第1 はじめに

1 基本構想策定の目的

安芸市では、南海トラフ地震等の大規模災害時における防災拠点機能及び行政機能の維持を目的に、津波浸水想定区域内にある旧市役所庁舎(以下、「旧市庁舎」という。)から、土居地区の県道高台寺川北線・インター線交差点南西部高台へ新庁舎を整備・移転した。

また、旧市立安芸中学校(以下、「旧安芸中学校」という。)についても、南海トラフ地震対応と併せて、児童生徒の減少に伴う学校の適正配置の観点から、僧津地区の津波浸水想定区域外へ統合中学校を整備・移転した。

旧市庁舎は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線安芸駅に、旧安芸中学校は、今後整備予定の阿南安芸自動車道安芸中インターチェンジにそれぞれ近接する重要な空間であり、両施設の移転に伴う跡地活用については、今後のまちづくりに多大な影響を与えるものと考えられる。

また、今後、より一層深刻化する少子高齢化に伴う人口減少や、人生100年時代の到来などといった社会・経済構造の変化、大規模災害等に対する市民の安全性を念頭に、両施設の周辺地域に便益をもたらすことに止まらず、安芸市の新たな魅力創出や地域活性化に大きく寄与するような活用方法が求められている。

このように、両施設跡地は、立地特性上、今後のまちづくりにおいて、重要な拠点と位置付けられることから、これまで慎重に検討を重ねてきた。

当基本構想は、本市のまちづくりの方針や両施設跡地周辺におけるまちづくりの課題と、そこから両跡地に求められる役割を踏まえ、旧市庁舎及び旧安芸中学校跡地の活用に向けた本市の基本的な考え方を定め、示すものである。

2 施設の概況

(1) 旧市庁舎



図 1-1 旧市庁舎外観

旧市庁舎は、東庁舎が昭和 34 年に建設され、その後の業務量の増加に伴い、北庁舎、西庁舎、北別館が現在の敷地内に増築されている。東庁舎は建設から 60 年以上が経過しており、耐震性の不備や設備の老朽化など、様々な課題を抱えている。西庁舎は、昭和 57 年建設されており、築 40 年を経過しているほか、周辺地盤の液状化リスクが指摘されている。

また、旧市庁舎は発生頻度の高い地震(L1)による津波で 2～3メートル浸水し、最大クラスの地震(L2)による津波で 6.5メートル浸水する予測が示され、津波対策が喫緊の課題となっていた。

旧市庁舎の敷地面積は、5,547.62 平方メートルで、庁舎別面積や階層別面積等は次頁のとおりである。



図 1-2 旧市庁舎航空写真

■旧市庁舎別面積

	名称	建設年度	構造・階数	延べ床面積(㎡)
1	西庁舎	S56年度	RC造-B1F~4F	2,306.00
2	東庁舎	S34年度	RC造-4F	1,555.10
3	北庁舎(環境課・倉庫)	S52年度	S造-2F	307.61
4	倉庫・和室	S57年度	S造-2F	151.00
5	北別館(財産管理課・会議室)	H6年度	S造-2F	319.23
6	地域包括支援センター	H11年度	RC造-1F	89.95
				計 4,728.89

■旧市庁舎階層別面積等

	西庁舎	東庁舎	北庁舎	倉庫・和室	北別館	地域包括支援センター	
建築年月	S57.1	S34.11	S52.4	S57.12	H6.7	H12.3	
構造	RC造	RC造	S造	S造	S造	RC造	
建築面積(㎡)	地下1階	171.33					
	地上1階	697.64	531.50	97.52	75.50	139.14	89.95
	地上2階	670.67	489.60	210.09	75.50	180.09	
	地上3階	721.76	489.60				
	地上4階	44.60	44.40				
	延べ床面積	2,306.00	1,555.10	307.61	151.00	319.23	89.95
敷地面積	5,547.62㎡						
用途地域	指定なし						
建ぺい率	70%						
容積率	400%						
その他規制	建築基準法第22条区域						
土地相場	46,655円/㎡(㎡当たり評価額32,659円÷0.7)						

■南海トラフ地震津波浸水想定

L1クラス 発生頻度の高い地震	2~3m
L2クラス 最大クラスの地震	6.5m

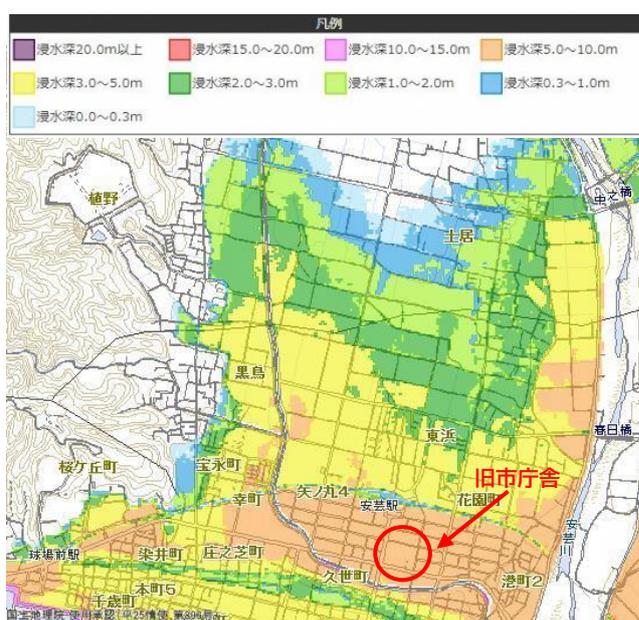


図 1-3 高知県防災マップ▶
(津波浸水予測図)

(2) 旧安芸中学校



図 1-4 旧安芸中学校外観(東側)



図 1-5 旧安芸中学校外観(南側)

旧安芸中学校の校舎は、昭和 51 年 2 月に建設され、翌年に体育館が整備されている。平成 20 年度には、これらの建物の耐震補強が行われ、平成 28 年 6 月には、プールが全面改築された。

旧安芸中学校は、L1 クラスによる津波浸水は想定されていないが、L2 クラスでは、3～5メートルの津波浸水が予測され、子どもたちの命を守る対策が急務となっていた。

建物と運動場を合わせた敷地面積は、32,007 平方メートルで、建物別面積や階層別面積等は次頁のとおりである。



図 1-6 旧安芸中学校航空写真



図 1-7 旧安芸中学校体育館



図 1-8 旧安芸中学校プール

■建物別面積

	名称	建設年度	構造・階数	延べ床面積 (㎡)	備考
1	校舎① (普通・管理・特別教室棟)	S50年度	RC造-3F	4,877	H20年耐震補強
2	校舎② (技術・コンピュータ教室棟)	S50年度	S造-1F	573	H4年一部増築 H20年耐震補強
3	体育館	S51年度	S造	900	H20年耐震補強
4	武道館	S57年度	S造-2F	817	
5	プール (トイレ・更衣室・機械室)	H28年度	RC(一部S)造	約750	

■建物階層別面積等

	校舎①	校舎②	体育館	武道館	プール	
建築年月	S51.3	S51.3	S52.2	S57.7	H28.6	
構造	RC造	S造	S造	S造	RC(一部S)造	
建築面積 (㎡)	地上1階	約1,752	573	900	754	約750
	地上2階	約1,655			63	
	地上3階	約1,477				
	延べ床面積	4,877	573	900	817	約750
敷地面積	12,401㎡					
用途地域	指定なし					
建ぺい率	60%					
容積率	200%					
その他規制	建築基準法第22条区域					
土地相場	19,440円/㎡(㎡当たり評価額13,608円÷0.7)					

■南海トラフ地震津波浸水想定

L1クラス 発生頻度の高い地震	なし
L2クラス 最大クラスの地震	3~5m

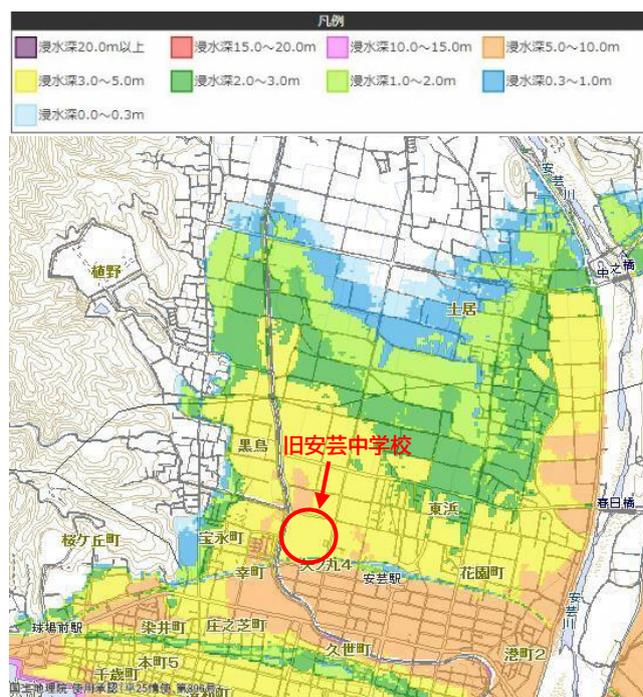


図 1-9 高知県防災マップ▶
(津波浸水予測図)

第2 検討経緯

1 市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用検討委員会による検討

旧市庁舎及び旧安芸中学校跡地の活用方法を検討するため、平成30年度に市職員で構成する庁内検討プロジェクトチームを設置し、両施設の活用の可能性や基本的な考え方を整理することとした。令和元年度には、外部委員等による検討準備委員会を組織し、具体的な検討を進めるための手法や手順等について協議を行った。

令和2年7月には、両施設の跡地活用に関する市民の声を収集・集約に努め、有効的な利用方法について市長に提言することを目的に、「市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置し、本格的な跡地活用の議論を開始した。

検討委員会は、学識経験者や関係機関、公募市民など、市長から委嘱を受けた14名の委員で構成され、跡地活用の方向性について、アンケート調査や市民ワークショップなど、複数の手法を組み合わせながら、約2年半にわたって全8回の委員会を開催し、検討を行った。

◆検討委員会 開催状況

回数	日時・場所	議事
第1回	令和2年7月21日(火) 午後2時～午後4時 市役所北別館第1・2会議室	(1) 委員会の趣旨・今後のスケジュールについて (2) 市庁舎及び市立安芸中学校の概要について (3) 市民アンケートについて
第2回	令和2年10月26日(月) 午後2時～午後4時 市防災センター3階避難室	(1) 市民アンケート結果(速報)について (2) 市の状況について (3) 西庁舎利活用の方針決定について (4) 複数の活用案の評価方法について
第3回	令和3年1月28日(木) 書面開催	(1) 西庁舎に関する今後の方針について (2) 活用案の検討スケジュールについて
第4回	令和3年4月9日(金) 午後2時～午後4時 市役所北別館第1・2会議室	(1) 市の財政状況について (2) 他市町村の跡地活用事例について (3) 複数の活用案の評価方法について (4) 今後の検討の進め方について
第5回	令和3年10月25日(月) 午後2時～午後4時 市役所北別館第1・2会議室	(1) 市民ワークショップの成果報告について (2) 事業者アンケートについて
第6回	令和4年3月29日(火) 午後2時～午後4時 市役所北別館第1・2会議室	(1) 西庁舎地盤調査の結果について (2) 事業者アンケート結果(速報)について (3) 令和4年度の検討スケジュールについて

第7回	令和4年8月29日(月) 午前9時30分～午前11時30分 市役所北別館第1・2会議室	(1) これまでの取り組みについて(振り返り) (2) 跡地活用の方向性について (ワークショップによる活用イメージの検討)
第8回	令和4年11月21日(月) 午後2時～午後4時 市役所北別館第1・2会議室	(1) 第1回検討委員会の振り返り (2) 跡地活用に関する報告書(たたき台)について協議 (3) その他

* 令和5年3月に「市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用に関する報告書」を安芸市長へ提出。

◆検討委員会における跡地活用の基本理念

検討委員会から、旧市庁舎及び旧安芸中学校の施設概況及び市民の意見等を踏まえ、跡地活用に取り組むうえでの基本理念が提案された。

《跡地活用における基本理念》

旧市庁舎

市内外からの多様な世代が交流し、

賑わいやつながりを醸成する空間

中心市街地の交流拠点として、幅広い年代が集い、つながることで、賑わいが生まれる場所

旧安芸中学校

文化、スポーツ、ビジネスなど

新たなチャレンジを創造する空間

良好な交通アクセスという立地を生かし、市内外から多くの人を訪れ、新しい挑戦が生まれる、活力ある場所

◆市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用検討委員会の活用案

【旧市庁舎】

分類	機能	導入理由と役割
交 流	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントスペース(屋内・屋外) ● 趣味が楽しめる施設 ● 多世代が集う複合交流施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地に大規模なイベントスペースがあれば、集客と周辺店舗への経済波及効果が見込まれる。 ● 様々な趣味が楽しめる施設があれば幅広い世代が集まる、賑わいのある場所になる。
商業・飲食業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産品の直販施設 ● 複合商業施設(ショッピングモール) ● ひろめ市場のような複合飲食施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高規格道路の延伸を見据え、東部地域の拠点となるような商業施設を誘致する。 ● 県内外からの広域的な誘客により、地場産品等の経済効果が期待できる。
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館・図書館 ● 学習スペース ● コンサートホール 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地に生涯学習施設があれば、地域の賑わい創出と世代間交流が図られる。 ● 中高生が利用しやすい施設を整備することで、中心市街地の賑わいを醸成する。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難タワーを備えた防災公園 ● 緊急避難場所となる施設 ● 防災機能を兼ね備えた施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺は津波浸水想定区域であることから、緊急避難場所の確保が必須である。 ● いずれの活用においても、防災機能を兼ね備えた利活用を前提とする必要がある。
企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● シェアオフィス・サテライトオフィス等 ● ワークेशन拠点施設 ● チャレンジショップ ● 民間活力の導入(売却・貸付) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方で手軽にビジネスを開始できる施設を提供することで、UIJ ターンが図られる。 ● お試しで起業できる空間を提供することで新規参入の新たな流れを生み出すことが期待できる。
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが安心して遊べる場所 ● 複合施設へキッズスペース整備 ● 元気館の移転 (子育て世代包括支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋内外で安心して子どもを遊ばせる環境を整備することで、様々な世代が集い交流することが期待できる。 ● 専門性の高い施設を併設した子育ての悩みや情報交換ができる場が必要である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● トレーニングジム ● 行政窓口サービス ● 高齢者の憩いの場 ● ハブ機能を持った観光拠点 ● カプセルホテルなど宿泊施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い年代が集うトレーニングジムを整備し、市民の健康づくりと交流促進を図る。 ● 行政機能がコンパクトにまとまった環境を確保し、庁舎移転の激変緩和を図る。

【旧安芸中学校】

分類	機能	導入理由と役割
スポーツ・健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ合宿施設 ●陸上競技場(400mトラック等) ●市民の健康づくりができる場所 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内外からのスポーツ合宿受入施設を整備することで、交流人口の増加が期待できる。 ●特色あるスポーツ施設による集客を図る。 ●若者や高齢者が利用できるトレーニングジムを整備し、市民の健康づくりを推進する。
宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ●大人数の受入ができる宿泊可能 ●教育旅行等受入宿泊施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内には、大人数収容可能な宿泊施設が少ないため、受入体制を整備する必要がある。 ●教育旅行や体験観光などに対応した宿泊施設として活用する。
観光	<ul style="list-style-type: none"> ●グランピング施設 ●温泉やサウナなどの温浴施設 ●道の駅 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存施設を活用したグランピング施設を整備して、市内外からの集客を図る。 ●インター付近という立地を生かした、地場産品等を販売する道の駅を整備する。
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ●文化研修施設 ●図書館・市民会館等 ●体験学習の場 	<ul style="list-style-type: none"> ●歌やダンスなど若者を育成する施設。 ●図書館等を移設して教育・文化の拠点を整備し、カフェや軽食スペースを併設する。 ●田植えなど体験型学習施設を整備する。
交流	<ul style="list-style-type: none"> ●イベントスペース ●趣味や特技を通じた交流施設 ●ドッグラン広場 ●地域住民のコミュニケーションの場 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等が子どもたちに趣味・特技を教える多世代交流の場。 ●安心してペットと遊べる魅力的な空間は、交流人口や関係人口の増加が期待できる。
企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ●コワーキングスペース ●チャレンジショップ ●サテライトオフィス ●企業研修施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●ネット環境を完備した安価なレンタルオフィスを整備して企業誘致を推進する。 ●若者が起業しやすい環境づくりが必要。 ●地方で気軽にビジネスを開始できる機会を創出することで、UIJ ターンも見込める。
移住	<ul style="list-style-type: none"> ●移住希望者のお試し住宅 ●移住者支援住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ●教室を改修して移住希望者が移住を体験できる宿泊施設を整備し、移住を推進する。 ●移住者の生活支援として、教室を活用した移住者向けの住宅を整備する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●防災機能を兼ね備えた施設 ●ドローン練習場 	<ul style="list-style-type: none"> ●いずれの活用においても、防災機能を兼ね備えた利活用を前提する必要がある。 ●今後の中山間地域におけるドローン利活用に向けた練習・宣伝の場を整備する。

第3 両施設跡地に求められる役割

1 まちづくりに関する上位・関連計画と共通認識

跡地活用の検討にあたり、まちづくりの基本方針や公共施設の配置、都市計画の今後のあり方について、安芸市における上位・関連計画を整理し、以下の4点を共通認識とする。

■目指すべきまちの将来像と基本方針(安芸市総合計画基本構想)

平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「安芸市総合計画」の基本構想においては、子どもから高齢者までのすべての世代が暮らしやすく、幸せを実感できるまちづくりを進め、市民の笑顔が輝くまちを目指すこととしている。また、県東部の中核都市機能の拡充や地域コミュニティの維持・発展、地場産業の振興を進め、“活力あふれる元気都市”を目指し、これら2つの観点から、目指すべき都市将来像を「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」と定め、総合的かつ体系的なまちづくりを推進するための6つの基本方針(健康・福祉、防災、産業、環境・生活基盤、教育・生涯学習、自治体経営)を整理している。

共通認識①(安芸市総合計画基本構想に関すること)

安芸市は、目指すべき都市将来像である「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」の実現に向けて、6つの基本方針に基づいた総合的かつ体系的なまちづくりを推進する。

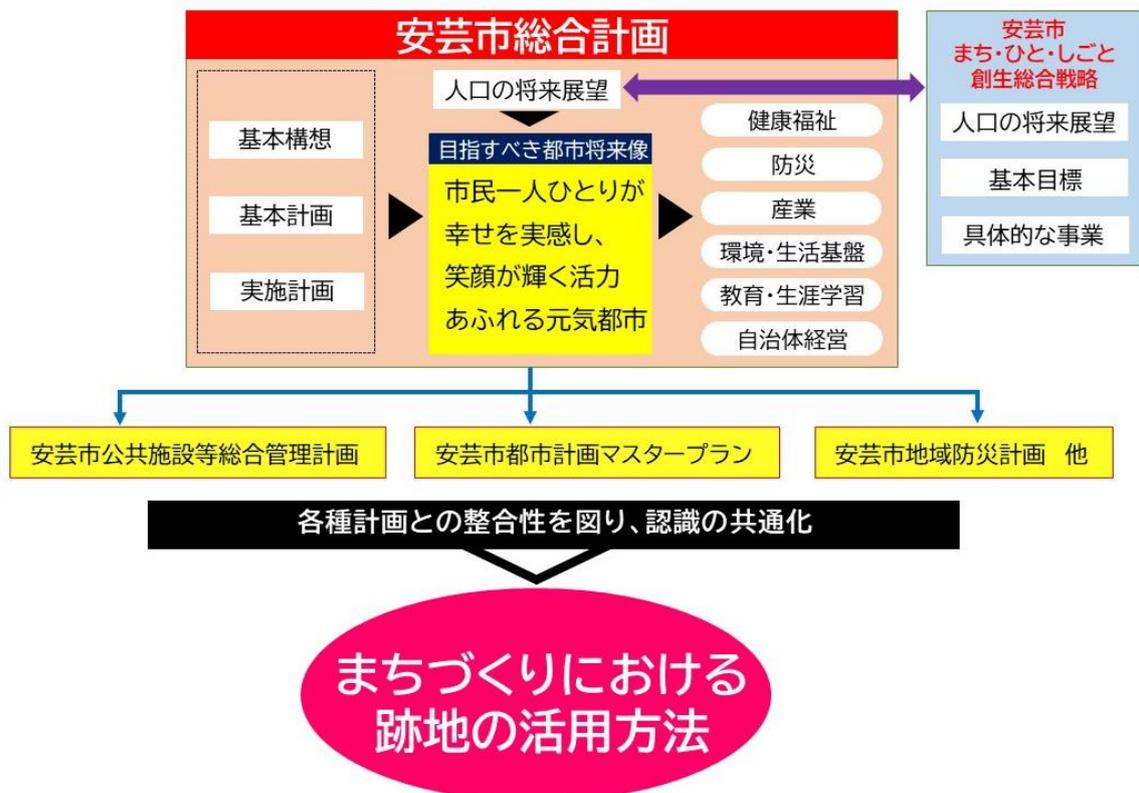


図 3-1 まちづくりに関する上位・関連計画と跡地活用における基本的な考え方

■公共施設等に関する今後の方針(安芸市公共施設等総合管理計画)

平成28年12月に策定(令和4年2月改訂)した「安芸市公共施設等総合管理計画」は、市が保有する全ての公共施設等に関する老朽化対策の行動計画を示すものであり、今後の施設マネジメントの推進に関する基本的な考え方を定めている。

今後における市の公共施設等の方向性を示している記述のうち、本件に関するものは以下のとおりである。

①最適な総量管理

公共施設等の施設数や延床面積については、今後10年間で人口が10%程度減少することが予想されていることを念頭に、30年後、50年後を見越した最適な総量管理に努める。

②施設の複合化・集約化と管理・運営方法の効率化

健全な財政運営を継続するには更新費用等を圧縮することが不可欠であり、新規整備・更新等を実施する場合は、施設の複合化・集約化を検討することを基本とし、管理・運営方法の効率化にも重点を置いた制度設計に取り組む。

③民間活力の導入とユニバーサル化の推進

- ・民間活力の導入として、現在採用している指定管理者制度だけでなく、PPP/PFIなどについても、先進事例を参考にしながら検討する。
- ・ユニバーサル化の推進として、新規整備や更新等を実施する場合は、ユニバーサルデザインやバリアフリーを基本とする。

共通認識②(安芸市公共施設等総合管理計画に関すること)

安芸市は、今後の人口減少を見据えた公共施設等の最適な配置に努め、新規整備や更新の際には、施設の複合化や集約化を推進する。

また、民間の活力を積極的に導入して、施設管理や運営方法の効率化に取り組むとともに、利用者に配慮したユニバーサルデザインやバリアフリー化を進める。

【参考】老朽化対策が必要な公共施設



図 3-2 安芸市民会館



図 3-3 安芸市民図書館

■都市計画の基本方針(安芸市都市計画マスタープラン)

都市計画法の規定に基づき、平成14年3月に策定された「安芸市都市計画マスタープラン」は、市の将来の姿を展望し、都市計画の基本的方向や市街地の規模、都市施設及び市街地の形成など、具体的な整備について目標を示している。

東日本大震災をはじめとする大規模自然災害の増加や地方分権の制度改革、人口減少・少子高齢化の進行など、安芸市を取り巻く社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、持続可能なまちづくりを推進するため、令和2年3月に同プランの改訂を行っている。

このプランでは、旧市庁舎及び旧安芸中学校が立地する安芸町地域の将来像について、「健康で安全な暮らしと、新たな魅力・活力のある中心拠点」と定めている。

共通認識③(安芸市都市計画マスタープランに関すること)

旧市庁舎跡地は、中心市街地としての立地特性を生かし、賑わいづくりなどによる市街地の活性化を図るための利活用について検討を行う。

また、市の中心部に位置する旧安芸中学校跡地では、安芸中IC等を結ぶ多様な機能を有した立地特性を生かし、地域の魅力づくりのための利活用を検討する。

- 魅力と活力を生み出す新たな拠点と周遊型ネットワークの形成
 - ・市役所の移転、学校統廃合、地域高規格道路・安芸中IC（仮称）、新たな交通体系の整備を活かし、安芸市の中心部として新たな活力と魅力の創出を図ります。
- 命を守る取組と強靱なまちづくり
 - ・地震・津波などの自然災害に対する防災機能のさらなる強化や避難場所、避難できる通路の確保を図り、災害に強く安全に暮らせるまちづくりを図ります。
- 圏域拠点・安芸市の中心地としてのにぎわいのある中心市街地の形成
 - ・商業・業務機能の維持・集約を図るとともに、交通や生活利便性の高いまちなかへの居住の維持及び新たな居住者の受け入れ環境を整備し、にぎわいのある中心市街地を形成します。
- まちなかにおける快適な暮らしの確保
 - ・介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の都市機能の維持、市民や観光客の憩いや健康づくり、地域コミュニティの場の整備などを進め、定住者や移住者が安心して子育てができ、健康に暮らせる住環境を形成します。

図 3-4 旧安芸町地域における地域づくりの方針(抜粋)

- ③公共施設跡地の有効利用
- ・市役所跡地及び学校統合によって生じる学校跡地の有効活用について検討します。
市役所跡地や学校跡地は、にぎわいづくりや市街地の魅力づくりのための土地利用について検討します。
- 《主要施策》
- 「(現行)市役所」の跡地利用
 - ・にぎわいづくりなどによる市街地の活性化を図るための土地利用の検討
 - 「安芸中学校」「県立安芸中高等学校」の跡地利用
 - ・安芸中IC（仮称）を結ぶ地域の魅力づくりのための拠点としての土地利用の検討

図 3-5 旧安芸町地域における分野別方針(抜粋)

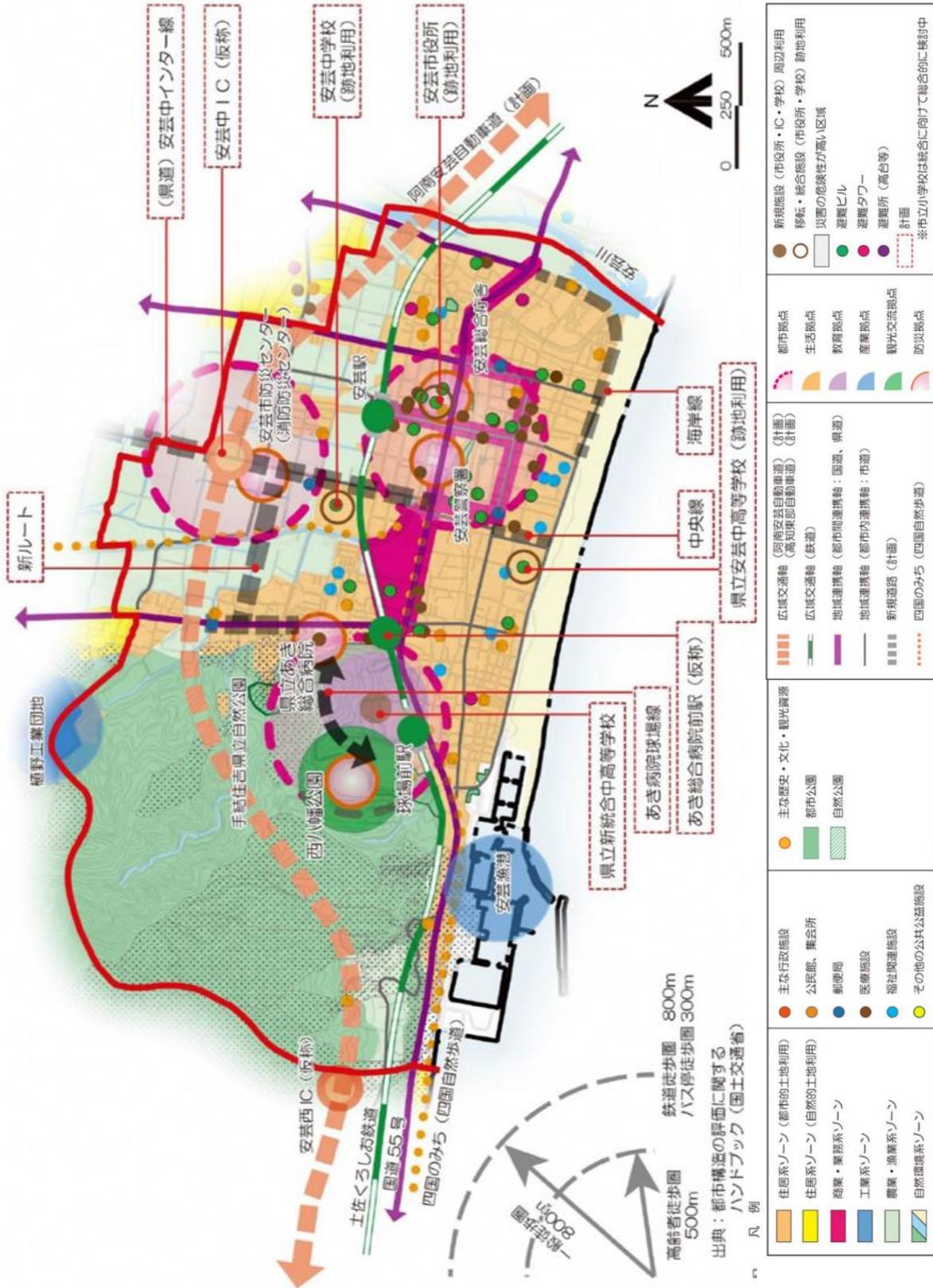


図 3-6 旧安芸町地域における地域づくりの方針図(抜粋)

■中心商店街等振興によるにぎわいづくりの基本方針(安芸市中心商店街等振興計画)

令和4年4月に策定した「安芸市中心商店街等振興計画」は、中心商店街等及び周辺事業者、商工会議所、観光協会、行政等で構成される「安芸市中心商店街等振興協議会」によって協議・検討が行われており、今後のまちづくりにおいて、市役所新庁舎や統合中学校への移転、県立中高一貫校と県立高校の統合など、人の流れや商業環境が急激に変動することが見込まれることから、こうした時代の変化に対応するため、新たな人の交流や魅力的な地域資源の磨き上げなど、中心商店街等の振興に向けた基本的な方針を定めている。

今後において、中心商店街等と近接する旧市庁舎及び旧安芸中学校跡地と連動した有効的な利用方法を検討するうえで、当計画における地域資源等を活かしたにぎわいと活気ある暮らしやすいまちの実現を目指すため、以下の基本方針を参考とする。

①様々な業種・分野・世代の人が交流し、連携できるまち

中心商店街等での異業種・異分野・世代間の交流を進めるために、気軽に人が集い交流するコミュニティの場の形成と連携の仕組みをつくり、中心商店街等のにぎわいづくりや新たな取組の創出へとつなげる。

②市内外から訪れたいくなる魅力的なまち

魅力的な個店や飲食店の充実を図り、多くの人を訪れるにぎわいのあるまちを目指す。また、情報発信により商店街の認知度・利便性を向上させることで、誰もが気軽に立ち寄ることのできる基盤を形成する。

③ゆったりとした時間が過ごせるまち

安芸市民に馴染みの深い浜辺や江の川、街並みなどを生かし、回遊環境を向上させることで、ゆったりとした時間を過ごせるまちづくりを進める。

共通認識④(安芸市中心商店街等振興計画に関すること)

中心商店街等振興の取組において、様々な業種・分野・世代の人が交流し、連携できるコミュニティの場の形成と連携の仕組みをつくり、魅力的な個店や飲食店の充実、街並みを生かした回遊環境を向上させることで、多くの人を訪れるにぎわいのあるまちづくりにつなげていく。

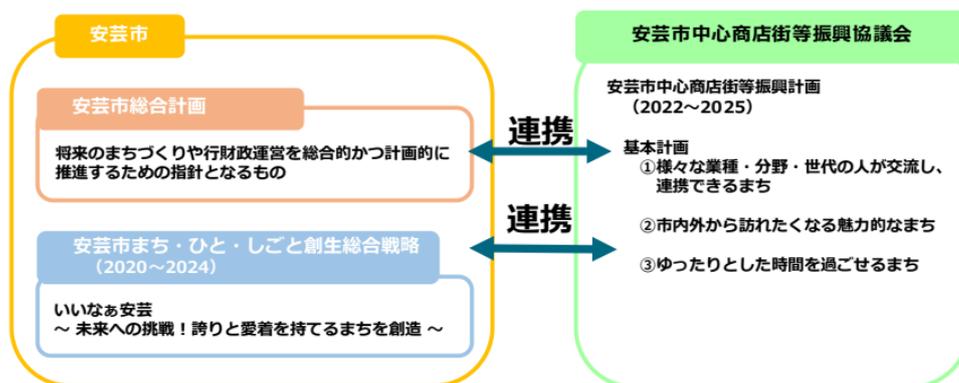


図 3-7 安芸市中心商店街等振興計画の基本方針等(抜粋)

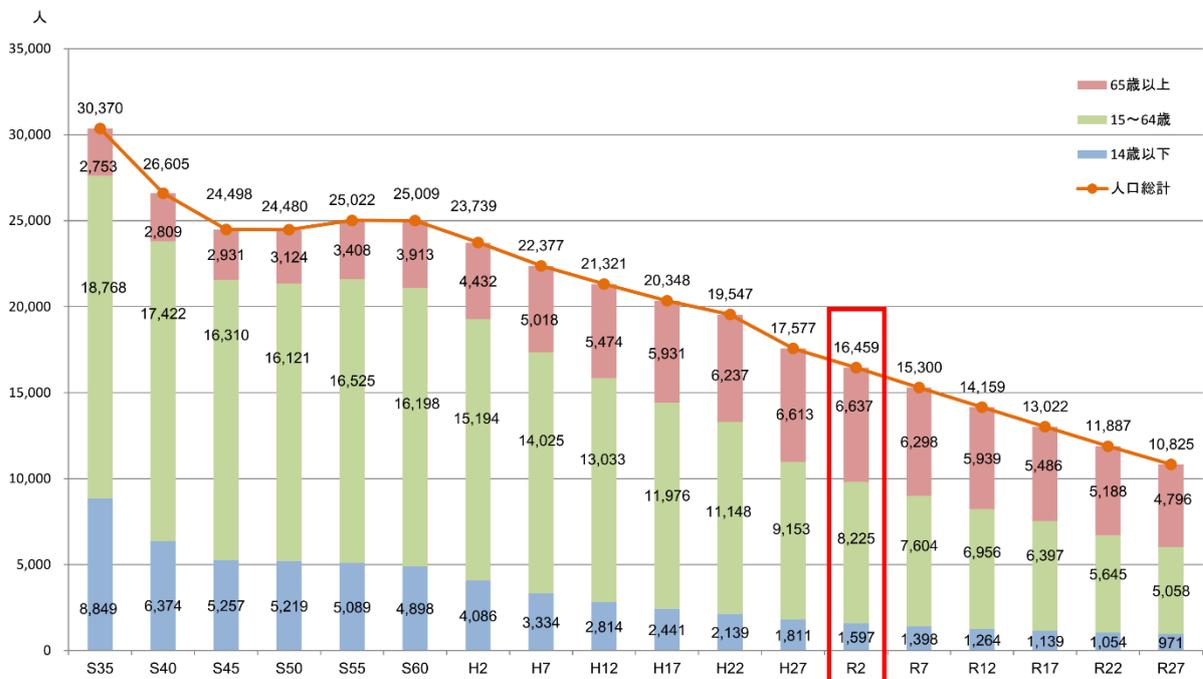
2 市の概況

本市のまちづくりを検討するうえで、まちを取り巻く環境が大きく変化していることから、人口の状況や都市機能の立地状況、現公共施設の状況について整理する。

(1)人口の状況

市人口において、推計で2020年から2045年にかけて約34%減少し、年代別では、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)のいずれもが約39%減少、老年人口(65歳以上)は約28%減少する見込みである。これらのデータを見ても、着実に人口減少・少子高齢化が進行しており、今後は、更なる地域経済の縮小や集落活動の停滞が懸念されている。

◆市の人口推計値



※推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」より(H27国調推計)
 ※人口総計には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計と合わない場合がある
 ※推計値はH30.3国立社会保障人口問題研究所公表

図 3-8 市の人口と年齢構成の推移

(2)都市機能の立地状況

旧市庁舎は、市街地の中心地に位置しており、国道沿いに面しているほか、施設周辺には、国や県の出先機関、警察署などの官公庁が集中している。また、旧安芸中学校周辺には、大型量販店などの商業施設、郵便局、将来、高規格道路が横断するインターチェンジが整備されるなど、両施設の周辺環境は多様な都市機能が立地している。



図 3-9 市街地中心付近における都市機能の立地状況

(3)現公共施設の状況

本市においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、人口規模に応じた公共施設の最適な配置の実現が求められている。

市民会館や図書館は、いずれも築約50年が経過しており、老朽化が深刻なものとなっているほか、過去に行った耐震診断の結果、耐震補強が必要であるとの結果を受けている。一方、体育館については、耐震診断の結果、耐震補強の必要はないとの結果が出ている。

これらのことから、旧市庁舎及び旧安芸中学校跡地活用を検討する中で、「安芸市公共施設等総合管理計画」における、健全な財政運営を維持する観点から、既存施設の新規整備・更新等を実施する場合は、施設の複合化・集約化を基本とする検討方法を参考にし、建替え等が必要な公共施設の複合化を視野に入れる必要がある。



	市民会館	図書館	体育館
建築年月	昭和45年3月	昭和49年3月	昭和47年4月 平成12年10月増築
構造	鉄筋コンクリート造4階建	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造
敷地面積	2,920.60㎡	1,545.54㎡	3,838.57㎡
延べ床面積	2,322.58㎡	1,047.56㎡	3,647.63㎡
駐車場	24台	16台	59台
耐震補強費	1億1,153万円	5,576万円	耐震診断:不要

図 3-10 公共施設の概要



図 3-11 公共施設の位置図

3 旧市庁舎周辺の状況

(1)旧市庁舎の立地特性

旧市庁舎は、市街地の中心地に位置しており、北はごめん・なはり線が東西に走り、将来的にはさらに北側に高規格道路が整備される。旧市庁舎の南側は国道 55 号に面し、周辺には県総合庁舎や警察署、国の出先機関などの官公庁が集中しているほか、飲食店や商店街、大型量販店、宿泊施設等も周辺に位置している。

旧市庁舎の東庁舎は、建設されて 60 年以上経過、西庁舎は、40 年以上経過しており、両庁舎ともに設備の老朽化等が課題となっているほか、西庁舎周辺の地盤では、液状化リスクが指摘されている。

東庁舎等については、取り壊しが決定しているが、西庁舎については、令和 6 年 4 月から地域包括支援センター跡地に矢ノ丸出張所を配置し、利用客用として西庁舎 1 階トイレを使用することとしている。

旧市庁舎南側近くには中心商店街が位置しており、令和 4 年度に策定した安芸市中心商店街等振興計画に基づき各シーズンを通して開催されるイベント等によって、新たなにぎわいが生まれるなど、一定数の観光客・交流人口の流入がある。



図 3-12 旧市庁舎位置図

(2) 旧市庁舎周辺におけるまちづくりの課題と求められる役割

ここでは、「2 市の概況」(15 ページ) で整理した状況及び旧市庁舎の立地特性から鑑み、以下のとおり、本市におけるまちづくりの課題を整理した。

これらの課題に対し、旧市庁舎の跡地活用としては、人々の交流や近隣施設及び地域との回遊性を活性化させることと、健全な財政運営と合理的な行政運営との両立を踏まえた活用により、市街地の中心地としての活性化、さらには、持続可能なまちづくりに寄与していくことが役割として求められている。

◆旧市庁舎周辺の状況

- ①人口減少・少子高齢化の進行
 - ・市として人口減少・少子高齢化が進み、今後も進行することが明白
 - ・世代間での交流が希薄化しており、友人・家族等が気軽に訪れて触れ合える場所が少ない
- ②経済活動の停滞と求心力の低下
 - ・旧市庁舎周辺には、国・県などの公共施設、商業施設など多様な機能が立地している
 - ・旧市庁舎は国道に接しており、ごめん・なはり線安芸駅と近距離に位置しているなど、交通アクセスは良い
 - ・旧市庁舎に近接する中心商店街では、近年、営業店舗数、商品販売額が減少傾向にある
 - ・地元購買率は、飲食店や紳士服・婦人服など減少傾向にあり、市外への流出が顕著
- ③入込客数の減少
 - ・本市への観光客等を含めた入込客は、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響もあり、コロナ禍以前の水準まで回復していない

◆旧市庁舎周辺におけるまちづくりの課題

多様な世代の交流	人口減少、少子高齢化、経済活動の減少傾向、入込客数の減少など、多様な世代の交流を創出する要素が停滞傾向であることから、多世代が交流し、活気が生まれる拠点づくりが求められる。
賑わい・つながりを醸成	商業・業務の中心地である中心市街地の経済活動の停滞は、求心力の低下、さらには周辺地区の空洞化にもつながる恐れがあり、賑わいにつながる活力を生み出していくことが求められる。

◆旧市庁舎跡地に求められる役割



4 旧安芸中学校周辺の状況

(1)旧安芸中学校の立地特性

旧安芸中学校は、中心市街地のやや北西に位置しており、周辺には大型量販店や郵便局、コンビニエンスストアなどが立地している。敷地のすぐ南側には鉄道が横断し、さらに南方面には国道が東西に走っている。一方、敷地の北方面には田園地帯が広がり、将来、高規格道路が横断するインターチェンジが整備されるほか、同インターチェンジと国道 55 号を結ぶ市道も拡幅され、良好なアクセス位置にある。

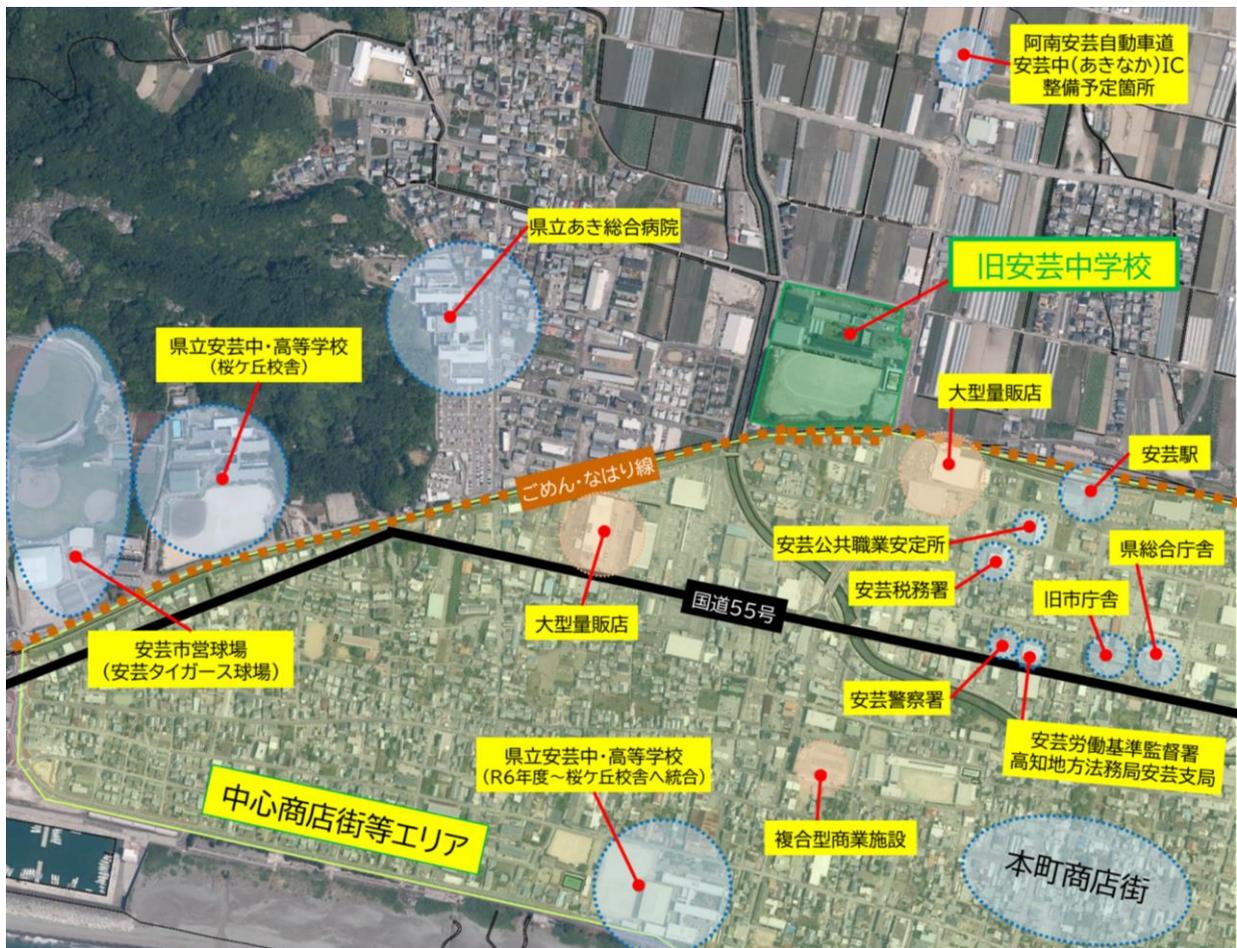


図 3-13 旧安芸中学校位置図

(2) 旧安芸中学校周辺におけるまちづくりの課題と求められる役割

ここでは、「2 市の概況」(15 ページ) で整理した状況及び旧安芸中学校の立地特性から鑑み、以下のとおり、本市におけるまちづくりの課題を整理した。

これらの課題に対し、旧安芸中学校の跡地活用では、校舎や体育館、プール、武道館、グラウンド等の既存施設が利用できるため、スポーツや空き教室など、生涯学習の場としての活用が期待される。また、国道から近接地にあり、校舎北側近くには高規格道路のインターチェンジが整備予定であるなど、交通アクセスにも恵まれているため、ビジネス分野の可能性も秘めていることから、様々な立地特性を最大限活用した、これまでにはない集客機能を有した複合施設など、新たな活用方法が求められている。

◆旧安芸中学校周辺の状況

- ①立地特性を生かした新たな地域の魅力づくりとして活用
 - ・既存のスポーツ施設や校舎等を利活用するとともに、交通アクセスの良い環境を組み合わせることで、市内外からの誘客が見込めることから、スポーツ・文化・教育・ビジネス分野を複合化した活用方法による集客エリアでの機能が求められている。
 - ・旧市庁舎跡地や安芸駅からは比較的近い距離にあることから、これらと旧安芸中学校を面をつないだ回遊性を創出することで、中心市街地の賑わいづくりを支える重要なエリアとなる。
- ②旧安芸中学校周辺は、北側と南側で大きく特徴が異なる
 - ・北側は、園芸用ハウスや田園が広がっている「農業エリア」を形成。集客効果のある観光地等は限定的であり、各観光地間の距離も離れていることから、連動した取組が難しい。
 - ・南側は、中心商店街等をメインとする「商業エリア」を形成。近接する中心商店街では、近年、営業店舗数、商品販売額が減少傾向にある。
- ③市内における観光・商業施設での連動性が機能していない
 - ・一つ一つの地域資源の魅力はあるが、連動性が取れておらず、賑わいづくりに繋がっていない

◆旧安芸中学校周辺におけるまちづくりの課題

スポーツ・学び・ビジネスなど新たなチャレンジを創造	既存のスポーツ施設や校舎等を利活用することにより、財政負担にも配慮した、スポーツ・学び（文化、教育）・ビジネス分野の複合的な活用策が求められる。
拠点を面をつなぐまちづくり	旧安芸中学校周辺の特徴と役割を生かしながら、賑わいづくりを支える拠点機能が求められる。

◆旧安芸中学校跡地に求められる役割



第 4 旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用基本構想

1 跡地活用の考え方

第 1 から第 3 で示した両施設周辺の現況や、検討委員会における検討経緯・結果を踏まえ、旧市庁舎・旧安芸中学校跡地のそれぞれが担うべき役割及び立地特性について整理する。

(1) まちづくりにおける両施設跡地活用の役割

【旧市庁舎】

●市街地の中心地にあり、国道沿いや鉄道駅が近い等の良好な交通アクセスや中心商店街と近接地にあるなどを踏まえ、

- ▶子育て世代が安心して遊べる空間や若年層、高齢者等が気軽に立ち寄り、憩う空間など、多世代間での新たな交流を促進する。また、近接する中心商店街等との回遊性創出に取り組むことで、周辺を含めたまち全体での交流を活発化させ、賑わいやつながりを醸成し、中心市街地の活性化を支える役割を担っていくことが求められている。

【旧安芸中学校】

●既存のスポーツ施設や校舎等が利活用でき、高規格道路のインターチェンジが近接地に整備予定となる良好な交通アクセスを生かし、旧市庁舎や中心商店街等とも近接していることを踏まえ、

- ▶スポーツ・学び(文化・教育)・ビジネス等の多様な分野を複合的に組み合わせた魅力を創出することによって、新たな市内外からの人の流れを生み出すことが期待される。また、多様な利用方法を秘めた当該施設を利用しようとする新たな挑戦が生まれることを期待しており、近隣施設と連動した回遊性を確保し、多様な賑わいづくりを支える役割を担っていくことが求められている。

(2) 行政課題の解消に向けた両施設跡地活用との連携

本市の財政状況は、健全な状態を維持しているものの依然として厳しい状況にあり、今後さらに人口減少の進行などに伴う税収の減少が懸念されるとともに、令和 5 年度完成の新庁舎及び統合中学校の大型プロジェクトや、公共施設等の維持・更新など、将来にわたる財政需要の増加が見込まれている。

こうした状況の中、持続可能なまちの実現に向けては、賑わいの創出とまちづくりの推進及び健全な財政運営、人口規模に応じた公共施設の適正管理を含めた効率的・効果的な行政運営の両立が求められている。

そこで「第 3 (3) 現公共施設の状況」で整理した公共施設のうち、「第 4 1 跡地活用の考え方」に整理した両施設跡地活用の役割を検討するにあたって、将来の人口規模を勘案した公共施設のあり方を整理する。

◆建替えが必要となっている公共施設



	市民会館	市民図書館
建築年数	昭和 45 年 3 月	昭和 49 年 3 月
構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建
敷地面積	2,920.60 m ²	1,545.54 m ²
延べ床面積	2,322.58 m ²	1,047.56 m ²
駐車場	24 台	16 台
耐震補強費	1 億 1,153 万円	5,576 万円

図 4-1 公共施設の概要

◆既存公共施設の整理

【市民会館】

市民会館では、施設機能として会議室 8 室と大ホール利用が主要なものとなっており、会議や講演会、演奏等の様々な利用目的により、1 年で平均約 19,700 人が利用している。会議室は様々な目的で一定の利用ニーズはあるものの、大ホールに関しては、収容可能席 641 席に対し、近年での利用者数は過半数を超えない状況であるため、現在の施設規模を見直し、より使い勝手の良い規模での配置を検討する。

【市民図書館】

市民図書館では、1 階と 2 階に計約 7 万冊の図書や新聞等を設置しており、3 階には書類等の保存場所として利用している。貸出冊数では、1 年で平均約 4 万 1 千冊となっており、利用者数は 1 年で平均約 1 万 1,600 人となっている。

建替えの検討に際し、図書館機能を維持するためには、現在と同程度の蔵書数が必要であるが、現施設 3 階の利用方法を見直すことで、一定の規模縮小が可能であるため、合理的な機能配置を検討する。

◆施設配置を検討する際の考え方

これらに加えて、未来への投資を着実に進める中で、将来的なそのときどきの時代の要請や行政需要の変化などにも備え、柔軟な活用を図るとともに、合理的な公共施設の配置を検討する際には、民間事業者等のアイデアやノウハウなど民間活力を活用することも視野に入れて、検討を行う。

2 旧市庁舎の活用方針

旧市庁舎におけるまちづくりに求められる役割と跡地活用に向けた基本的な考え方を踏まえ、活用方針を次のとおり定める。

【基本理念】

多様な世代が交流し、賑わいやつながりを醸成する空間

【コンセプト(方向性)】

◆旧市庁舎跡地の活用の財政負担

多様な世代の交流を創出し、賑わいづくりを支える空間の形成にあたり、旧市庁舎跡地を効果的・効率的に活用するため、民間事業者等のアイデアやノウハウなど民間活力を導入も検討する。

◆旧市庁舎跡地の土地の所有

中心市街地における貴重な公共用地であることを踏まえ、将来的な時代の要請や行政需要の変化などにも備え、市が所有することを念頭に置いて検討する。

◆旧市庁舎跡地を活用する際の防災対策

東日本大震災以降、南海トラフ地震に関する被害想定が公表され、最大クラスの地震による津波で、旧市庁舎周辺は6.5メートル浸水することが予測されている。

施設の跡地活用では、多くの人々が集い、賑わいのある空間としての利活用を想定していることから、災害時における利用者の安全確保を念頭に置き、一時避難スペースなどの防災機能を兼ね備えた利活用を前提とする。

◆導入を検討する機能及び概要

旧市庁舎の経年劣化や設備の老朽化等を考慮して、敷地全体を更地ベースとして検討を進め、西庁舎周辺の地盤調査結果によって指摘されている液状化リスクへの対策が求められている。

跡地活用に際しては、多世代の交流を創出するため子育て世代の小規模交流スペースやイベント広場による活用案と並行して、にぎわい創出の観点から商業機能配置の可能性も含めて検討する。また、建替えが必要な時期である市民図書館や市民会館の機能を複合的に集約させ、コンサートホールなどの設備は、現在の人口規模相応の配置を検討する。

以上の要素を踏まえ、中心市街地の交流拠点として、子育て世代が安心して遊べる空間や若年層、高齢者等、あらゆる世代が気軽に立ち寄る空間など、幅広い世代がつながることで新たな交流や賑わいが生まれることを期待する。

3 旧安芸中学校の活用方針

旧安芸中学校におけるまちづくりに求められる役割と跡地活用に向けた基本的な考え方を踏まえ、活用方針を次のとおり定める。

【基本理念】

スポーツ、学び、ビジネスなど新たなチャレンジを創造する空間

【コンセプト(方向性)】

◆旧安芸中学校跡地の活用の財政負担

多様な賑わいを創出し、スポーツ・学び・ビジネスなどの新たなチャレンジを支える空間の形成にあたり、旧安芸中学校跡地を効果的・効率的に活用するため、民間事業者等のアイデアやノウハウなど民間活力を活用することも視野に入れて検討する。

◆旧安芸中学校跡地の土地の所有

良好な交通アクセスとして立地の特性を持つ貴重な公共用地であることを踏まえ、将来的なそのときどきの時代の要請や行政需要の変化などにも備え、市が所有することを念頭に置いて検討する。
現在の建物の使用または解体については、民間事業者等の意向も参考までに踏まえるものとする。

◆旧安芸中学校跡地を活用する際の防災対策

東日本大震災以降、南海トラフ地震に関する被害想定が公表され、最大クラスの地震による津波で、旧安芸中学校周辺は3～5メートル浸水することが予測されている。

施設の跡地活用では、多様な人々が集い、新たな挑戦を育む空間としての利活用を想定していることから、災害時における利用者の安全確保を念頭に置き、一時避難スペースなどの防災機能を兼ね備えた利活用を前提とする。

◆導入を検討する機能及び概要

現施設(グラウンド、屋内運動場、武道館、校舎)の活用を視野に入れ、スポーツ・学び(文化、教育)のゾーンを設置する有効性を検討するとともに、校舎内の教室はビジネス分野での活用案としてコワーキングスペースやサテライトオフィス等で使用する有益性など、あらゆる可能性を検討する。また良好な交通アクセスに位置していることから、市内外から多くの人を訪れ、新しい挑戦が生まれる、活力ある場所となるよう、商業機能の可能性も排除することなく、最大限に立地特性を生かした活用方法を検討する。

第5 今後のスケジュール

今後は、本基本構想の具現化に向けて、旧市庁舎及び旧安芸中学校跡地活用について、それぞれ次を目安に進めていく。

1 今後の進め方及び事業スケジュール

◆旧市庁舎跡地

旧市庁舎跡地の活用に向けた基本的な考え方及び跡地の活用方針を具現化するため、旧市庁舎解体後、速やかに活用が図られるよう、民間事業者等の募集に向けた条件等を定める検討や募集を行い、民間活力の活用を加味したうえで、「多様な世代が交流し、賑わいやつながりを醸成する空間」の実行に向けて取組を進める。

◆旧安芸中学校跡地

旧安芸中学校跡地の活用に向けた基本的な考え方及び跡地の活用方針を具現化するため、速やかに活用が図られるよう、民間事業者等の募集に向けた条件等を定める検討や募集を行い、民間活力の導入を加味したうえで、「スポーツ、学び、ビジネスなど新たなチャレンジを創造する空間」の実行に向けて取組を進める。

現在の建物の使用または解体については、民間事業者等の意向を踏まえるものとすることから、建物の使用に関する条件等については、より一層の検討を要する。なお、整備が進むまでの間は、安全対策や防犯対策を十分に施し、適正な管理に努める。

◆スケジュール(予定) *当該スケジュールは、現段階でのおおよその想定であり、今後の検討状況により変更等となる場合がある。

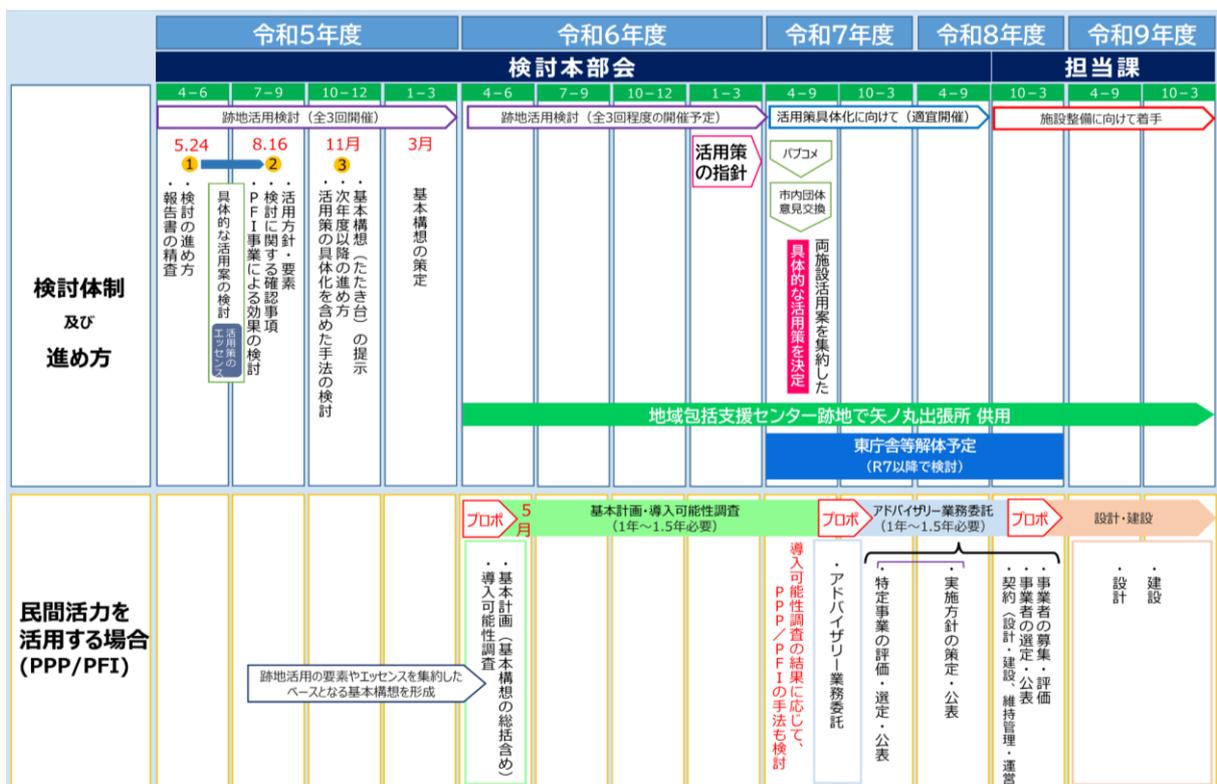


図 5-1 今後のスケジュール(予定)

【参考資料】

◆市役所庁舎及び市立安芸中学校(西浜地区)跡地活用検討委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市役所庁舎及び市立安芸中学校(西浜地区)の移転に伴う跡地活用について、有効な活用方法を検討し、跡地活用方針案を策定するため、市役所庁舎(以下「庁舎」という。)及び市立安芸中学校(西浜地区)(以下「中学校」という。)跡地活用検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)庁舎及び中学校跡地の活用に係る基本的な方針に関すること。
- (2)庁舎及び中学校跡地の活用方法に関すること。
- (3)その他、検討委員会設置の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者14人以内をもって組織する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、任期内に活用方針案を安芸市長に提出した場合はその限りではない。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 委員長は必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第6条 委員には、報償金として日額4,500円を支給する。ただし、委員長については、15,000円とし、行政機関に属する者については、これを支給しないものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

◆市役所庁舎及び市立安芸中学校(西浜地区)跡地活用検討委員会 委員名簿 (任期:R2.7.21～R5.3.31)

分野	所属等	氏名	備考
有識者	高知大学自然科学系理工学部講師	坂本 淳	委員長
産 業	安芸商工会議所会頭	山本 諭	
産 業	安芸本町商店街振興組合理事長	佐藤 正	
産 業	高知県農業協同組合金融担当常務	川竹 壽栄	安芸地区本部
観 光	安芸市観光協会事務局長	小松 身伸	
金 融	四国銀行株式会社安芸支店長	野村 洋二	令和4年3月28日 退任
		大西 敏文	令和4年3月29日 就任
子育て	矢ノ丸保育園園長	小松 梢	
福 祉	安芸市社会福祉協議会会長	岡田 耕治	令和3年6月27日 退任
		松田 秀樹	令和3年6月28日 就任
防 災	安芸市消防団本部団長	安部 正治	令和4年7月31日 退任
		中川 洋文	令和4年8月1日 就任
公 募	公募市民	山手 敏和	
公 募	公募市民	仙頭 ゆかり	
行 政	高知県土木部都市計画課課長	小松 信彦	令和3年3月31日 退任
		本田 浩一郎	令和3年4月1日 就任
行 政	安芸市副市長	竹部 文一	副委員長
行 政	安芸市教育長	藤田 剛志	

◆市民アンケート調査結果(一部抜粋)

旧市庁舎及び旧安芸中学校移転後の跡地について、有効的な活用方法を検討し、跡地活用方針案を作成するための基礎資料とすることを目的に調査を実施。

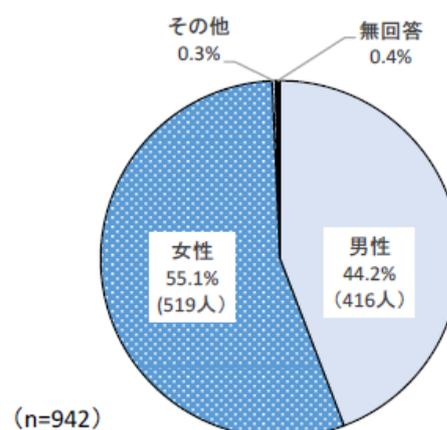
対象者	安芸市にお住まいの18歳から75歳の方 2,000名
実施期間	令和2年9月1日(火)～令和2年9月30日(水)
実施方法	郵送配布、郵送回収

* 配布数 2,000 件 有効回収数 942 件 有効回収率 47.1%

性別について

問 あなたの性別は。

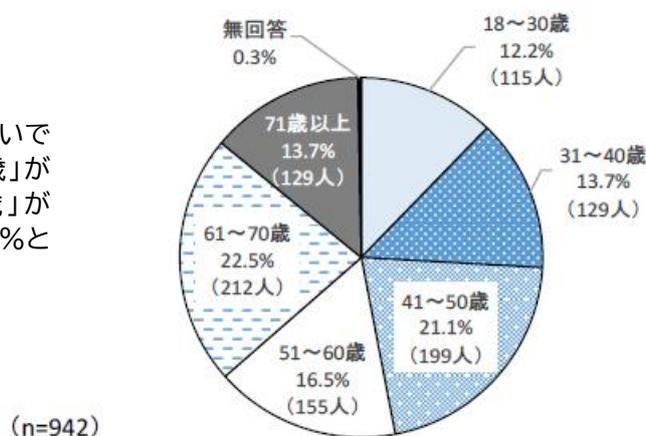
「男性」が 44.2%、「女性」が 55.1%、「その他」が 0.3%となっている。



年齢について

問 令和2年8月1日現在の、あなたの年齢は。

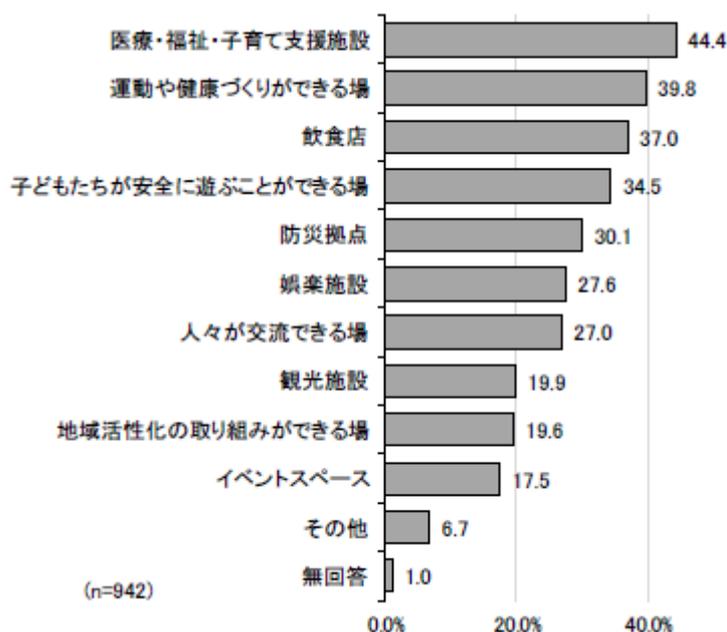
「61～70歳」が 22.5%と最多であり、次いで「41～50歳」が 21.1%、「51～60歳」が 16.5%、「71歳以上」と「31～40歳」が 13.7%と同率で、「18～30歳」が 12.2%となっている。



安芸市に充実してほしいと思うもの

問 安芸市に充実してほしいと思うものはなにか。

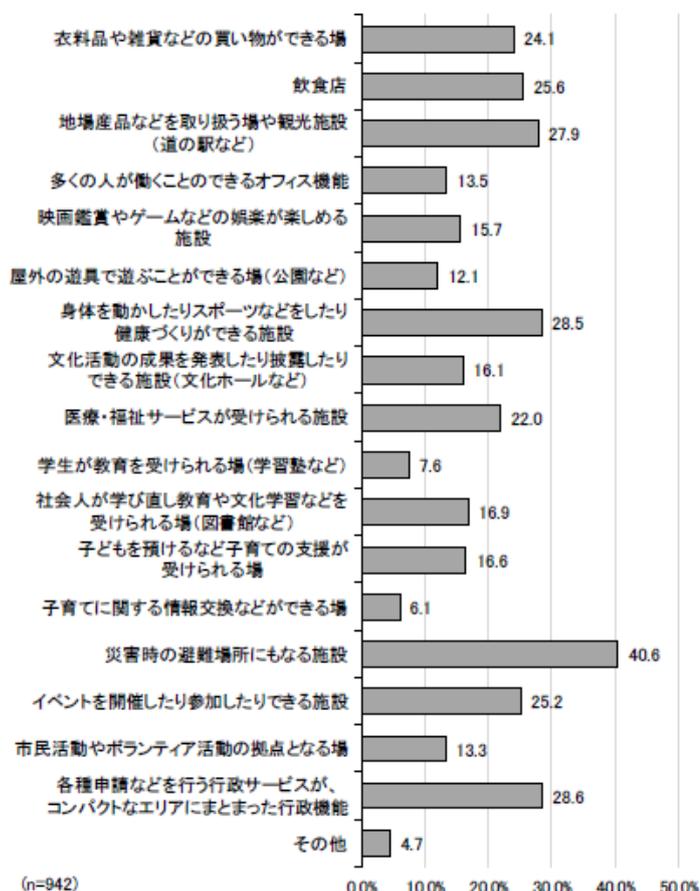
「医療・福祉・子育て支援施設」が44.4%と最多であり、次いで「運動や健康づくりができる場」が39.8%、「飲食店」が37.0%となっている。



旧市庁舎跡地に求める施設について

問 旧市庁舎の跡地にはどのような施設が欲しいか。

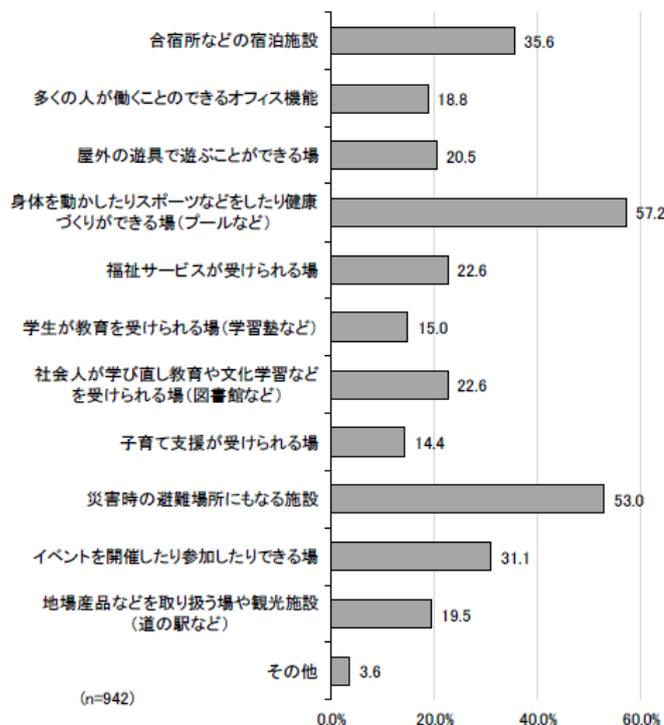
「災害時の避難場所にもなる施設」が40.6%と最多である。次いで「各種申請などを行う行政サービスが、コンパクトなエリアにまとまった行政機能」が28.6%、「身体を動かしたりスポーツなどをしたり健康づくりができる施設」が28.5%となっている。



旧安芸中学校跡地の使い方について

問 旧安芸中学校の跡地についてどのような使い方が望ましいか。

「身体を動かしたりスポーツなどをして、健康づくりができる施設(プールなど)」が57.2%と最多。
次いで「災害時の避難場所にもなる施設」が53.0%、「合宿などの宿泊施設」が35.6%となっている。



跡地活用に期待する効果について

問 跡地の活用を通じて、どのような効果を期待するか。

【全体】

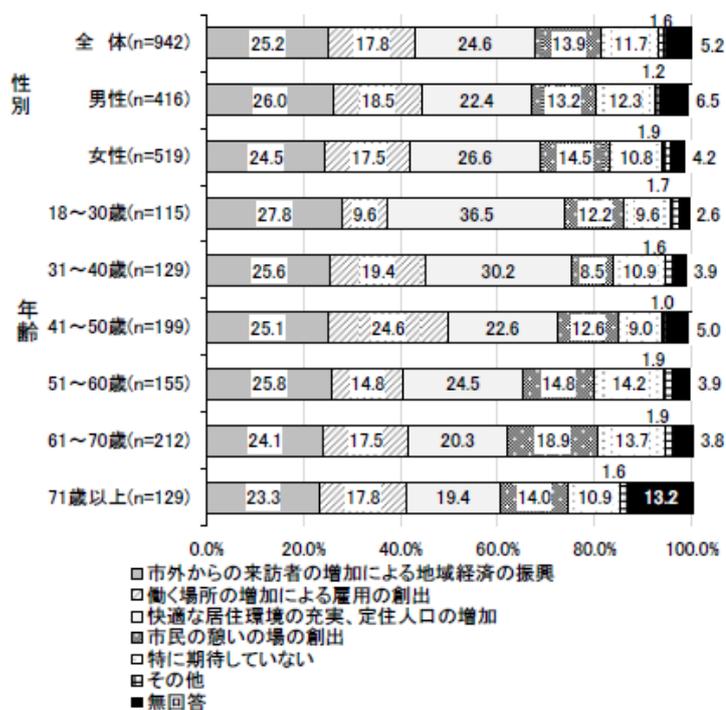
「市外からの来訪者の増加による地域経済の振興」が25.2%と最多。
次いで「快適な居住環境の充実、定住人口の増加」が24.6%、「働く場所の増加による雇用の創出」が17.8%となっている。

【性別】

・男性は「市外からの来訪者の増加による地域経済の振興」が最多。
・女性は「快適な居住環境の充実、定住人口の増加」が最多。

【年齢】

「18～40歳」では「快適な居住環境の充実、定住人口の増加」が最多。
「41～50歳」以降の年齢では「市外からの来訪者の増加による地域経済の振興」が最多。



◆事業者アンケート調査結果(一部抜粋)

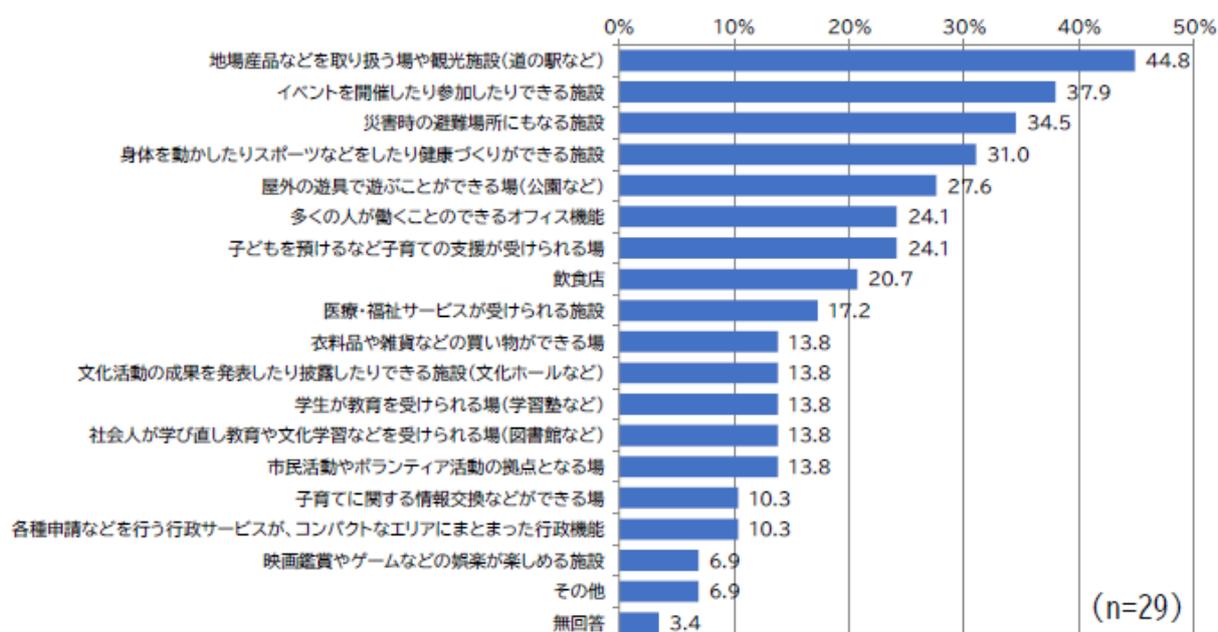
旧市庁舎及び旧安芸中学校移転後の跡地について、有効な活用方法を検討し、跡地活用方針案を作成するための基礎資料とすることを目的に調査を実施。

対象企業	主に施設の管理運営実績のある企業 481社（関西～九州地方、県内含む）
実施期間	令和4年2月7日(月)～令和4年2月25日(金)
実施方法	郵送方式及びオンライン方式

*配布数 481社 有効回答数 29社(郵送回答 17社、WEB回答 12社)
回答事業者のうち、本事業へ高い関心のある企業は 13社あり

旧市庁舎跡地の利活用について

問 旧市庁舎跡地に立地の可能性があると考えられる事業・サービスは？

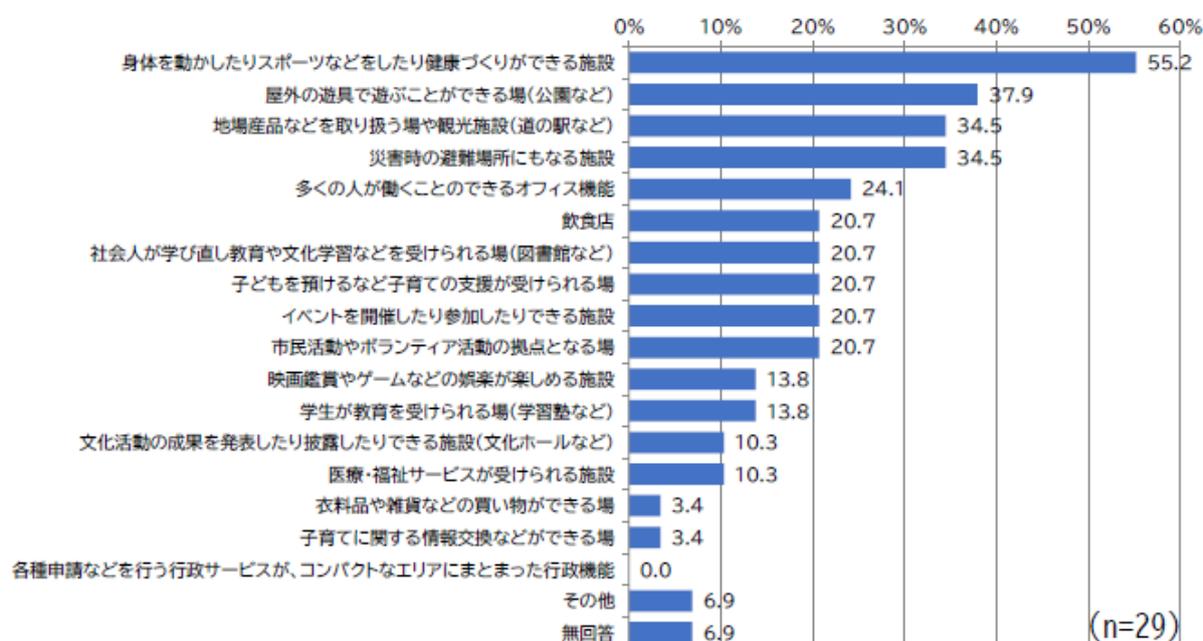


<自由意見(抜粋)>

- 立地、観光入込客数等を鑑み、一過性の集客を狙うのは難しいことから、自然環境等、地域の特色を活かし、地域の生産者等との交流を促しながら長期滞在できる仕組みが形成できれば、可能性はあると思われる。
- 市の中心地であることから、子育て世代などが働きやすいのではないかな。
- 人口が多くないから、公共施設兼リモートワーク拠点が良い。
- 幹線道路沿いであることと近隣に観光情報センターがあるので観光の中心にできそうである。

旧安芸中学校跡地の利活用について

問 旧安芸中学校跡地に立地の可能性があると考えられる事業・サービスは？



<自由意見(抜粋)>

- 周囲に農地が多く広がっており、地産地消的に農産物を食したり、購入したりできればよい。学生・社会人がインターンシップ的に生産者と交流を持ち、また子育て世代が子どもを預けながら農家のサポートができる仕組みづくりに可能性を感じる。
- 教室部分については、スモールオフィス、シェアオフィスなどとしての活用が可能と考える。ただし、事前にニーズの有無について確認する必要がある。また、大学生などの部活動の合宿施設としてのリノベーションは検討の余地があると考え(宿泊施設としての機能が必要)。
- よそから人が集まる道の駅や運動施設、そして防災面からも避難所の確保が大事である。